

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020 年 9 月 22 日 No.4</p>
--	-----------------------------	-----------	---

2020 年協約・協定改訂団交で会社の見えた本音！

祝日手当撤廃は特殊性の切り捨てだ！

みなさん！ユニオンが締結している人事・賃金制度は、以前あった祝日手当がありません。本部・本社間の団体交渉で会社の本音が見えています。会社は、祝日手当を廃止したのは「みんなが特殊性を享受するように夜勤と休日出勤に振り分けた。（祝日を取るか）夜働くことや休みに働くことを取るかと考えたときに、後者を取った」と言っています。つまり、会社の手当分の人件費の振り分けを替えただけなのです。そもそもどちらを取るのかという問題の立て方が問題です。会社が「祝日の特殊性がなくなったとは思っていない」と言おうとも「後者を取った」ことは、祝日等に働く特殊性を切り捨てたという事です。日勤勤務の管理者や非現業の多くの社員は、世間の行事参加や、休日に子供と遊ぶこともできます。年末年始には家族と帰省もできます。現業機関の交代制・変形勤務・乗務員勤務の社員は、土・日・祝日等に働き家庭や地域との付き合いを犠牲にしています。祝日等に働く社員への労苦の見返りはなくなりました。「みんなが特殊性を享受する」としつつ、日勤者・非現業に厚い制度なのです。休日に現場第一線で働く社員は軽視されています。祝日手当は復活すべきです！

以下が本部本社間の団体交渉です。

<p>組合：会社は、これまで認めていた特殊性をなぜ撤廃したのか。</p>
<p>会社：この祝日の特殊性よりも、他の夜勤と休日勤務の特殊性に注目した。祝日の特殊性がなくなったとは思っていない。</p>
<p>組合：手当をなくしたのだから、特殊だと思っていないではないか。</p>
<p>会社：みんなが特殊性を享受するように、夜勤と休日勤務に振り分けた。</p>
<p>組合：年末年始に働くのは特殊だ。</p>
<p>会社：言っていることは分かる。そこを取るか、夜働くことや休みに働くことを取るかと考えたときに、後者を取った。</p>
<p>組合：こっちのもの(祝日手当)をそっち(夜勤と休日勤務)にという考えがせこい。こっちはこっち、そっちはそっちで何が問題なのか。</p>